

令和 2 年度

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）

新旧対照表

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年1月修正）	改 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
1	<p>2 豊田市国土強靭化計画との関係</p> <p>この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、今後、市が国土強靭化地域計画を策定した際には、同計画を指針とするものとする。</p>	<p>2 豊田市国土強靭化計画との関係</p> <p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市町村が作成する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。</p> <p>このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、豊田市国土強靭化地域計画（令和2年3月策定）を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の生命を最大限守る。 (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。 (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。 (4) 迅速な復旧復興を可能とする。 (5) 愛知県及び近隣市町等との連携を強化する。 	豊田市国土強靭化地域計画の策定（R.2.3.31）による修正
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
4	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	<p>(略)</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
	第1編 総則	第1編 総則	

	第3章 本市の特質と災害要因	第3章 本市の特質と災害要因													
	第1節 自然的条件	第1節 自然的条件													
7	4 河川	4 河川													
	本市には、矢作川水系と境川水系に大別される大小 484 の河川が流れているが、急激な都市化が進んだため、遊水機能の低下、家庭排水等による河川にかかる負担が大きくなっている。また矢作川水系の上流部では森林の荒廃も進んでおり、流域の保水機能も低下している。そのため、都市型洪水の危険性や水質汚濁の悪化している地域も見られる。	本市には、矢作川水系と境川水系に大別される大小 617 の河川が流れているが、急激な都市化が進んだため、遊水機能の低下、家庭排水等による河川にかかる負担が大きくなっている。また矢作川水系の上流部では森林の荒廃も進んでおり、流域の保水機能も低下している。そのため、都市型洪水の危険性や水質汚濁の悪化している地域も見られる。	表記の整理												
	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱													
10	1 市	3 指定地方行政機関													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) (9) 給水活動と水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	(略) (9) 給水活動と水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) (9) 給水活動と上下水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	(略) (9) 給水活動と上下水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (略)	表記の整理				
機関名	内 容														
市	(略) (9) 給水活動と水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (略)														
機関名	内 容														
市	(略) (9) 給水活動と上下水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (略)														
12	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関													
12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) <u>(追加)</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) <u>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>	(略)	(略)	対策の追加
機関名	内 容														
東海財務局	(略) <u>(追加)</u>														
(略)	(略)														
機関名	内 容														
東海財務局	(略) <u>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>														
(略)	(略)														
14	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(略) (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(略) (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。	表記の整理								
名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。														
名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。														

	(略) (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。		(略) (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	対策の追加
東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。	東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び <u>臨時災害放送局用設備</u> の貸与を行う。	
(略)	(略)	(略)	(略)	

16 5 指定公共機関		5 指定公共機関		
機関名	内 容	機関名	内 容	
16 (追加)		独立行政法人都市再生機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。	(独) 都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正
(略)	(略)	(略)	(略)	災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正及び表記の整理
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、 <u>平時</u> から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (追加) (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3) (略)	日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、 <u>平常時</u> から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) <u>避難所の設置に係る支援</u> を行う。 (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) (略)	

	(略)	(4) (略) (5) (略)		
17	(略)	(略)		
	中部電力株式会社 (豊田営業所、豊田 電力センター)	(1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>(追加)</u>	中部電力株式会社 (豊田営業所、豊田 電力センター) <u>(※) 株式会社 J E R A</u>	(1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社 及び中部電力ミライズ株式会社を含 む。 (以降同じ。)</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)			
	第2編 災害予防		第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
22	1 市における措置 (1) <u>自主防災組織の推進</u> ア <u>自主防災組織の設置・育成</u> (略)		1 市における措置 (1) <u>自主防災活動の支援</u> ア <u>自主防災組織の設置促進・育成</u> (略)	表記の整理
23	 (2) <u>防災ボランティア活動の支援</u> ア (略) イ <u>防災ボランティア活動の環境整備</u> 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社 <u>等やボランティア団体</u> と の連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行わ れるよう活動環境の整備を図る。		 (2) <u>防災ボランティア活動の支援</u> ア (略) イ <u>防災ボランティア活動の環境整備</u> 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社 <u>及びN P O・ボランティ ア等 (以下「N P O・ボランティア関係団体等」という。)</u> との 連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行わ れるよう活動環境の整備を図る。	表記の整理
	 (3) 市は、 <u>自主防災組織が防災に関するN P O、消防団、女性消防 クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体</u> など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク） を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練		 (3) (削除)	表記の整理

	<p>に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>(4) 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>		
24	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>（ウ）（略）</p> <p>イ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力、連携のもと、支援センターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>◆ 附属資料第9－2－(17)「豊田市災害ボランティア支援センター</p>	<p>(3) 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>（ウ）（略）</p> <p>イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力、連携のもと、支援センターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>◆ 附属資料第9－2－(17)「豊田市災害ボランティア支援センター</p>	表記の整理 表記の整理 表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正

	<p>等に関する協定書」</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</p> <p>このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>(3) ボランティア関係団体との連携</p> <p>災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、ボランティア関係団体との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>等に関する協定書」</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</p> <p>このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</p> <p>また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	
25	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
26			防災基本計画の

26	<p>2 市及び商工団体等における措置</p> <p>市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（B C P）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p> <p>市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p>	<p>2 市及び商工団体等における措置</p> <p>市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（B C P）等の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（B C P）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制等の整備</p> <p>市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>修正を踏まえた 修正</p>
第2章 水害予防対策		第2章 水害予防対策	
基本方針		基本方針	

	(略)	(略)	流域治水プロジェクトを踏まえた修正
28	<p>そこで、市民生活の安全を確保するとともに、河川機能を維持するため、<u>系統的な</u>河川改修や都市下水路等排水路の整備を進めている。また、本市の根幹となる河川は、国と県が管理する一・二級河川であり、河川管理者に河川改修を積極的に働きかけているが、その河川改修には膨大な期間と費用が必要となる。</p> <p>このため、緊急的な処置として流域内の雨水貯留施設の整備を進め、浸水被害の軽減を図るとともに、豊田市総合雨水対策マスタープランを策定し、総合的な治水対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>そこで、市民生活の安全を確保するとともに、河川機能を維持するため、<u>計画的な</u>河川改修や都市下水路等排水路の整備を進めている。また、本市の根幹となる河川は、国と県が管理する一・二級河川であり、河川管理者に河川改修を積極的に働きかけているが、その河川改修には膨大な期間と費用が必要となる。</p> <p>このため、緊急的な処置として流域内の雨水貯留施設の整備を進め、浸水被害の軽減を図るとともに、豊田市総合雨水対策マスタープランに基づき、総合的な治水対策を推進する。</p> <p>さらに、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を図り、ハード対策・ソフト対策一体で事前防災に取り組んでいく。</p> <p>(略)</p>	
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
	(略)	(略)	
32	<p>3 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民への周知</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民への周知</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

		域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (略)	
33	4 市、中部地方整備局及び県における措置 沿川地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、名古屋地方気象台、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）」に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。	4 市、中部地方整備局及び県における措置 沿川地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方気象台、中部電力株式会社愛知水力センター越戸水力制御所、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）」に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。	「矢作川水防災協議会」関係機関の追加
	第5節 農地防災対策	第5節 農地防災対策	
35	2 関連調査事項 （1） ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。	2 関連調査事項 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	表記の整理
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	

	<p>37 1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>
<p>38 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 特定の開発行為の制限</p> <p>② 建築物の構造規制</p> <p>③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p>(略)</p>		<p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 特定の開発行為の制限</p> <p>② 建築物の構造規制による安全確保</p> <p>③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p>(略)</p>	
第4章 事故・火災等予防対策		第4章 事故・火災等予防対策	
第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策		第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
<p>(略)</p> <p>51 2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置</p> <p>52 (追加)</p>		<p>(略)</p> <p>2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置</p> <p>(4) 安全性の確保</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

		危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。	正
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
57	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置</p> <p>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
69	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(略)</p> <p>また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。</p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(略)</p> <p>また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。</p>	表記の整理

	<p>道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災拠点として整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災活動拠点として整備する。</p> <p>(略)</p>	
70	<p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>	<p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
71	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p>	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できる仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p> <p>ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

<p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 浸水対策用資機材の整備強化</p> <p>注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」 ◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」 <p>(略)</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 無線通信等による災害予防体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険</p>	<p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(8) 浸水対策用資機材の整備強化</p> <p>市は、浸水注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」 ◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」 <p>(略)</p> <p>(9) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 無線通信等による災害予防体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p> <p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>
--	--	--

	<p>分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p>	<p>分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p>	修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
73	<p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

	<p>イ (略)</p> <p>ウ 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手續等の確認を行う</u>よう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について<u>協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	
74	<p>(17) (略)</p> <p>(18) 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等に取り組むものとする。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 2－7－(3)「災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧」</u></p>	<p>(18) (略)</p> <p>(19) 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、<u>円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等に取り組むものとする。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 2－7－(3)「災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧」</u></p>	防災基本計画の修正及び愛知県地域強靭化計画の改訂を踏まえた修正
75	<p>イ 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、市は、<u>十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</u></p>	<p>イ 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、市は、<u>十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</u></p>	

		また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びN P O・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。																														
(略)	(略)																															
第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策																															
76 ■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>市</td> <td>情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市</td> <td>(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	市	情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (追加)	(略)			第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>市</td> <td>1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 市、ラ イフ ラ イン 事 業 者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市、名 古 屋 地 方 気 象 台</td> <td>(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	市	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 市、ラ イフ ラ イン 事 業 者	(略)			第5節 避難に関する意識啓発	市、名 古 屋 地 方 気 象 台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及	(略)			実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																														
第1節	市	情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (追加)																														
(略)																																
第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及																														
(略)																																
区分	機関名	主な措置																														
第1節	市	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 市、ラ イフ ラ イン 事 業 者																														
(略)																																
第5節 避難に関する意識啓発	市、名 古 屋 地 方 気 象 台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及																														
(略)																																
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備																															
76 1 市における措置	1 市における措置	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正																														
市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯	市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放																															

	<p>電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(略)</p>	
77	<p><u>(追加)</u></p>	<p>2 市及びライフライン事業者における措置</p> <p>市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（レアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	
	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
78	<p>市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (ア) 気象予警報及び気象情報 (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (ウ) 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</p> <p>(略)</p>	<p>市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (ア) 気象予警報及び気象情報 (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</p> <p>(略)</p>	表記の整理
79	<p>(2) 判断基準の設定に係る助言</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 判断基準の設定等に係る助言</p> <p>(略)</p>	
	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
80	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

	<p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (略)</p>	<p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 (略)</p>	
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
81 市における措置	<p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所や洪水時の浸水想定区域及び浸水深等を示した洪水ハザードマップ、防災マップ、広報誌等を<u>活用して広報活動を実施</u>し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと <p>(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>市及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとができるようにするため、緊急避難場所・避難所や洪水時の浸水想定区域及び浸水深等を示した洪水ハザードマップ、防災マップ、広報誌等を<u>活用した広報活動、並びに研修を実施</u>し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと <p>(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>	実施機関の追加 及び表記の整理
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
83 ■ 基本方針		■ 基本方針	防災基本計画の

	(略) (追加) (略)	(略) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。 (略)	修正（R2.5.29）を踏まえた修正
第1節 避難所の指定・整備		第1節 避難所の指定・整備等	
84 市における措置	(略) (2) 指定避難所の指定 (略) (追加) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) (追加)	市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。 ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
85 (3) 避難所が備えるべき設備の整備	避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、災害用便槽（マンホールトイレ）、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、災害用便槽（マンホールトイレ）、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。	

	<p>また、緊急時に有効な次の設備について、<u>平時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに</u>、緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p>
86	<p><u>(追加)</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>工 市は、<u>避難所でのヘッド同行避難者の受入体制について検討する。</u></p> <p>オ 市は、<u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>
	<h3>第2節 要配慮者支援対策</h3> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<h3>第2節 要配慮者支援対策</h3> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>非常用電源の確保等</u></p> <p>病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、<u>発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>
88	(略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正 表記の整理

	(4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。 (略)	(4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略)	
	第 11 章 広域応援体制の整備	第 11 章 広域応援体制の整備	
	第 1 節 広域応援体制の整備	第 1 節 広域応援体制の整備	
91	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>また、市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>◆ 附属資料第9－1 「市町村間における応援協定等」</p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定の締結</p> <p>(略)</p> <p>イ 技術職員の確保</p> <p>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

92	(6) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	◆ 附属資料第9-1「市町村間における応援協定等」		
ア	防災活動拠点の確保等	(6) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備		
	市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	ア	防災活動拠点の確保等	市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
	なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。			市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
94	(追加)	また、市は、防災機能を有する道の駅「どんぐりの里いなぶ」の機能強化に努めるものとする。		
	イ	イ 受援体制の整備		市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。
	(略)		ウ	ウ 訓練、検証等
	(略)			
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市は、円滑に国等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。		
93	市における措置	(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討		市における措置
	市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見		(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討	市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見
				防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修

	<p>直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	正																								
	第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上																									
95	<p>■ 基本方針</p> <p>○災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2節 防災のための 意識啓発・広報</td><td>市</td><td> (1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承 </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための 意識啓発・広報	市	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承	(略)			<p>■ 基本方針</p> <p>○市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2節 防災のための 意識啓発・広報</td><td>市、名古屋地方気象台</td><td> (1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承 </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための 意識啓発・広報	市、名古屋地方気象台	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承	(略)			<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>実動機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための 意識啓発・広報	市	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)																											
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための 意識啓発・広報	市、名古屋地方気象台	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)																											
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報																									
98	市における措置 (1) 防災意識の啓発	市及び名古屋地方気象台等における措置 (1) 防災意識の啓発	実施機関の追加																								

	<p>市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p>	<p>市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとができるよう、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想さ</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正、対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
98			
99			

	<p>れ、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>(略)</p>
102	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>防災に関する調査研究の推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の活用</p> <p>市は、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、防災カルテ（平成29年8月公表）の成果を活用して、コミュニティレベル（集落単位、自治区単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。</p>	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>防災に関する調査研究の推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の活用</p> <p>市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、防災カルテ（平成29年8月公表）の成果を活用して、コミュニティレベル（集落単位、自治区単位、学校区単位、自主防</p>

	(略)	災組織単位等)でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。 (略)	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
104	<p>■ 基本方針</p> <p>○市は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>(追加) (略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○市は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>○一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県が救助の主体となり災害救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	地震災害対策計画の修正と合わせた修正
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
115	<p>12 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(4) 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位 特別警戒水位)、氾濫危険水位、氾濫発生) ……図 4</p> <p>(略)</p>	<p>12 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(4) 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位 洪水特別警戒水位)、氾濫発生) ……図 4</p> <p>(略)</p>	表記の整理
119	<p>図 4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位 特別警戒水位)、氾濫危険水位、氾濫発生) ・龍川・逢妻女川</p> <pre> graph LR A["愛知県 (豊田市庁建設事務所)"] --> B["名古屋地方気象台"] A --> C["県 庁 関 係 課"] A --> D["西三河県民事務所豊田庁舎"] A --> E["豊田市 関 係 消 防 事 務 所"] </pre>	<p>図 4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位 洪水特別警戒水位)、氾濫発生) ・龍川・逢妻女川</p> <pre> graph LR A["愛知県 (豊田市庁建設事務所)"] --> B["名古屋地方気象台"] A --> C["県 庁 関 係 課"] A --> D["西三河県民事務所豊田庁舎"] A --> E["関係建設事務所"] A --> F["豊田市 関 係 消 防 事 務 所"] </pre>	洪水浸水想定区域図の見直し (R1.8.30) に伴う修正

	第2節 避難勧告等	第2節 避難勧告等	
120	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	表記の整理
121	<p>ウ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】避難準備・高齢者避難開始を発令する。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>(略)</p>	
	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導	
124	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
126	<p>(略)</p> <p>1 市の措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、県の火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める（略）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 市の措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、県の火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める（略）</p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第3節 広報	第3節 広報	
132	<p>(略)</p> <p>4 広報内容</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 広報内容</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修

	(4) 広報活動の実施方法 (略) ウ 多様な情報手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 (略)	(4) 広報活動の実施方法 (略) ウ 多様な情報手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。 (略)	正
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
139	1 自衛隊における措置 (追加) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (略)	1 自衛隊における措置 (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。 (2) (3) (4) (5) (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
140	3 災害派遣要請手続系統 (略) (注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接	3 災害派遣要請手續系統 (略) (注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接	表記の整理

	知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へも連絡する。	知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へも連絡する。	
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
142	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
143	<p>3 ボランティア団体等との連携</p> <p>県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p>	<p>3 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p>	表記の整理及び 防災基本計画の 修正を踏まえた 修正
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保等	
143	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとす</p>	防災基本計画の 修正（R2.5.29） を踏まえた修 正

		る。 (略)																																																				
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																																																				
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動																																																				
148	(略) 7 災害救助法の適用 ◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」	(略) 7 災害救助法の適用 ◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」 (ほか)	表記の整理																																																			
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																																				
149	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	表記の整理、対策の追加																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 <input type="checkbox"/> D M A T 及び医療救援班への派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域を越えた協力体制の確立 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣及び派遣要請 </td> <td> <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> S C U の設置 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア → <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 応急救護所の設置等、地域の医療 <input type="checkbox"/> 地域災害医療対策会議への参画 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣要請 </td> <td> <input type="checkbox"/> の体制確保 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア → <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>豊田加茂医師会、災害拠点病院</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 臨機応急性医療活動 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院による重傷患者等 <input type="checkbox"/> 地域災害医療対策会議への参画 </td> <td> <input type="checkbox"/> の受入・広域搬送 </td> </tr> <tr> <td>D M A T 指定医療機関</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> D M A T の活動 </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 <input type="checkbox"/> 災害医療調整本部への参画 </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 災害医療調整本部への参画 <input type="checkbox"/> 県知県立医療情報センターによる医療情報収集 <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 <input type="checkbox"/> J M A T の派遣調整 </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		<input type="checkbox"/> 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 <input type="checkbox"/> D M A T 及び医療救援班への派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域を越えた協力体制の確立 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣及び派遣要請	<input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> S C U の設置 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア → <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動	市		<input type="checkbox"/> 応急救護所の設置等、地域の医療 <input type="checkbox"/> 地域災害医療対策会議への参画 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣要請	<input type="checkbox"/> の体制確保 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア → <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動	豊田加茂医師会、災害拠点病院		<input type="checkbox"/> 臨機応急性医療活動 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院による重傷患者等 <input type="checkbox"/> 地域災害医療対策会議への参画	<input type="checkbox"/> の受入・広域搬送	D M A T 指定医療機関		<input type="checkbox"/> D M A T の活動	<input type="checkbox"/>	日本赤十字社愛知県支部		<input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 <input type="checkbox"/> 災害医療調整本部への参画	<input type="checkbox"/>	県医師会		<input type="checkbox"/> 災害医療調整本部への参画 <input type="checkbox"/> 県知県立医療情報センターによる医療情報収集 <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 <input type="checkbox"/> J M A T の派遣調整	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 <input type="checkbox"/> D M A T 及び医療救援班への派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域を越えた協力体制の確立 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣及び派遣要請 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 応急救護所の設置等、地域の医療 <input type="checkbox"/> 保健医療調整会議への参画 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣要請 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア </td> <td> <input type="checkbox"/> の体制確保 <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>豊田加茂医師会、災害拠点病院</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 保健医療調整会議への参画 <input type="checkbox"/> 臨機応急性医療活動 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>D M A T 指定医療機関</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> D M A T の活動 </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 保健医療調整本部への参画 <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		<input type="checkbox"/> 保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 <input type="checkbox"/> D M A T 及び医療救援班への派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域を越えた協力体制の確立 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣及び派遣要請 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア	<input type="checkbox"/>	市		<input type="checkbox"/> 応急救護所の設置等、地域の医療 <input type="checkbox"/> 保健医療調整会議への参画 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣要請 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア	<input type="checkbox"/> の体制確保 <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動	豊田加茂医師会、災害拠点病院		<input type="checkbox"/> 保健医療調整会議への参画 <input type="checkbox"/> 臨機応急性医療活動 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送	<input type="checkbox"/>	D M A T 指定医療機関		<input type="checkbox"/> D M A T の活動	<input type="checkbox"/>	日本赤十字社愛知県支部		<input type="checkbox"/> 保健医療調整本部への参画 <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施	<input type="checkbox"/>
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																			
県		<input type="checkbox"/> 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 <input type="checkbox"/> D M A T 及び医療救援班への派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域を越えた協力体制の確立 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣及び派遣要請	<input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> S C U の設置 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア → <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動																																																			
市		<input type="checkbox"/> 応急救護所の設置等、地域の医療 <input type="checkbox"/> 地域災害医療対策会議への参画 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣要請	<input type="checkbox"/> の体制確保 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア → <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動																																																			
豊田加茂医師会、災害拠点病院		<input type="checkbox"/> 臨機応急性医療活動 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院による重傷患者等 <input type="checkbox"/> 地域災害医療対策会議への参画	<input type="checkbox"/> の受入・広域搬送																																																			
D M A T 指定医療機関		<input type="checkbox"/> D M A T の活動	<input type="checkbox"/>																																																			
日本赤十字社愛知県支部		<input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 <input type="checkbox"/> 災害医療調整本部への参画	<input type="checkbox"/>																																																			
県医師会		<input type="checkbox"/> 災害医療調整本部への参画 <input type="checkbox"/> 県知県立医療情報センターによる医療情報収集 <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施 <input type="checkbox"/> J M A T の派遣調整	<input type="checkbox"/>																																																			
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																			
県		<input type="checkbox"/> 保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 <input type="checkbox"/> D M A T 及び医療救援班への派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域医療搬送実施のための S C U の設置 <input type="checkbox"/> 地域を越えた協力体制の確立 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣及び派遣要請 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア	<input type="checkbox"/>																																																			
市		<input type="checkbox"/> 応急救護所の設置等、地域の医療 <input type="checkbox"/> 保健医療調整会議への参画 <input type="checkbox"/> D P A T の派遣要請 <input type="checkbox"/> 保健活動及び心のケア	<input type="checkbox"/> の体制確保 <input type="checkbox"/> 防疫組織の編成 <input type="checkbox"/> 防疫活動																																																			
豊田加茂医師会、災害拠点病院		<input type="checkbox"/> 保健医療調整会議への参画 <input type="checkbox"/> 臨機応急性医療活動 <input type="checkbox"/> 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送	<input type="checkbox"/>																																																			
D M A T 指定医療機関		<input type="checkbox"/> D M A T の活動	<input type="checkbox"/>																																																			
日本赤十字社愛知県支部		<input type="checkbox"/> 保健医療調整本部への参画 <input type="checkbox"/> 医療救援活動の実施	<input type="checkbox"/>																																																			

150

■ 主な機関の措置 ■

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 応急救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) <u>地域災害医療対策会議</u> への参画
	豊田加茂医師会、災害拠点病院	2 (1) <u>地域災害医療対策会議</u> への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

機関名	事前	被害発生中	事後
県医師会		<input type="radio"/> 保健医療調整本部への参画 <input type="radio"/> 愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 <input type="checkbox"/> 医療救護活動の実施 <input type="radio"/> JMATの派遣調整	

■ 主な機関の措置 ■

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 応急救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) <u>保健医療調整会議</u> への参画
	豊田加茂医師会、災害拠点病院	2 (1) <u>保健医療調整会議</u> への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 市における措置

(略)

(2) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院等における措置

(1) 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、トヨタ記念病院、豊田厚生病院は、地域災害医療対策会議に参画し

第1節 医療救護

1 市における措置

(略)

(2) 市は、保健医療調整会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院等における措置

(1) 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、トヨタ記念病院、豊田厚生病院は、保健医療調整会議に参画して、

表記の整理

表記の整理

	<p>て、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	
151	<p>5 医療品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、豊田加茂薬剤師会から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏ごとに設置される<u>地域災害医療対策会議</u>に調達の要請をする。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>5 医療品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、豊田加茂薬剤師会から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される<u>保健医療調整会議</u>に調達の要請をする。</p> <p>(略)</p> <p>6 灾害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる</u>当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>防疫組織</u></p> <p>市に災害対策本部を設置した時は、<u>防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。また、被災地に防疫班を派遣し、浸水地域及び避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>防疫活動</u></p> <p>ア 生活環境に対する措置</p> <p>市は、次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>積極的疫学調査及び健康診断</u></p> <p>ア 市に災害対策本部を設置したときは、<u>防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>イ <u>浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。</u></p> <p>(2) <u>防疫活動</u></p> <p>ア 生活環境に対する措置</p> <p>市は、次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び</p>	対策の追加
152			

<p>期間を定めて速やかに<u>これを</u>実施する。</p> <p>(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</p> <p>(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</p> <p>(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</p> <p><u>イ 積極的疫学調査</u></p> <p>市は、感染症発生時に緊急度に応じ避難所、被災市民の<u>積極的疫学調査</u>を実施し、被災地の衛生状態の<u>保持</u>に努める。</p>	<p>期間を定めて速やかに実施する。</p> <p>(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</p> <p>(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</p> <p>(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</p> <p><u>イ 患者等に対する措置</u></p> <p>(ア) 市は、被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。</p> <p>(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適當と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。</p>
<p><u>ウ (略)</u></p> <p><u>(3) 臨時予防接種の実施</u></p> <p>市は、知事から<u>臨時予防接種の実施</u>の指示を受けた場合には、その指示に従い<u>適確</u>に実施する。</p> <p><u>(4) 器具器材の整備</u></p> <p>市の<u>防疫用器具器材の保有状況</u>を把握する。</p> <p><u>(5) 予防教育及び広報活動</u></p> <p>市は、報道機関等の<u>協力</u>を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ウ (略)</u></p> <p><u>(3) 予防教育及び広報活動</u></p> <p>市は、報道機関等の<u>協力</u>を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。</p> <p><u>(4) 器具器材の整備</u></p> <p>市の<u>防疫用器具器材の保有状況</u>を把握する。</p> <p><u>(5) 臨時予防接種の実施</u></p> <p>市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に<u>予防接種</u>を行う。</p> <p><u>(6) 応援体制</u></p> <p>ア 市は、防疫活動を実施するに当たり、<u>人的能力に不足</u>があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。</p> <p>イ 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。</p>

	(6) ~ (11) (略)	(7) ~ (12) (略)	
153	<p>2 災害時健康危機管理の全体調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、必要があると認められるときは、D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) を編成・派遣する。</p>	<p>2 災害時健康危機管理の全体調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) を編成・派遣する。</p>	表記の整理
154	<p>3 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県及び指定都市は必要に応じて、中核市に対してD H E A T の編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、D H E A T の派遣を要請するものとする。</p> <p>◆ 附属資料第9-2-(39)「防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ベストコントロール協会）」</p>	<p>3 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A T の編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A T の派遣を要請するものとする。</p> <p>◆ 附属資料第9-2-(39)「防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ベストコントロール協会）」</p>	
第7章 交通の確保・緊急輸送対策		第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
第1節 道路交通規制等		第1節 道路交通規制等	
	(略)	(略)	
159	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長（豊田警察署・足助警察署）に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらな</p>	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長（豊田警察署・足助警察署）に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p>	対策の追加 表記の整理

	<p>ければならない。</p> <p>(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</p> <p>イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所 (略)</p>	<p>(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所</p> <p>イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所 (略)</p>	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
158	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正
160	<p>(4) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	
161	<p>2 中日本高速道路株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供</p> <p>ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。</p> <p>イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道</p>	<p>2 中日本高速道路株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供</p> <p>ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。</p> <p>イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道</p>	

	<p>路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。</p> <p>ウ 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定することが可能な場合、事前に通行規制見込みの可能性について周知を図るものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用することとする。また、降雨予測の変化に応じて適宜内容の見直しを行うものとする。</p> <p>(略)</p>													
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
173	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			対策の追加
区分	機関名	主な措置													
(略)															
区分	機関名	主な措置													
(略)															
174	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>市</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>(6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>(7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>市</p> <p>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 (3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>1 (5) 福祉避難所の設置等</p> <p>1 (6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>1 (7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>(略)</p>	表記の整理												
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営													
174	<p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、</p>	防災基本計画の修正 (R2.5.29)												

	<p>避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。ただし、ライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。また、<u>指定避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>また、<u>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>) を踏まえた修正</p>
175	<h2>2 避難所の運営</h2> <p>(略)</p> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(略)</p>	<h2>2 避難所の運営</h2> <p>(略)</p> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>また、<u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
177	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づき対応をすること。</p> <p>(12) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づき対応をすること。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 感染症対策</p> <p>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防</p>	

	<p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1 市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。</p> <p>◆ 附属資料第11-11「災害救助法施行細則」</p>	<p>災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じよう努めるものとする。</p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか</p>	
178	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（D C A T）の編成・派遣については、県が実施する。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理

	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
182	<p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
184	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	

	(略)	(略)	
185	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第 12 章 遺体の取扱い	第 12 章 遺体の取扱い	
	第 1 節 遺体の搜索・収容	第 1 節 遺体の搜索・収容	
	(略)	(略)	
193	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第 2 節 遺体の処理	第 2 節 遺体の処理	
	(略)	(略)	

194	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>3 灾害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
195	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理

	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策																																																			
196	<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 電力施設対策</td> <td>中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	(略)	(略)	(略)	(略)	中部電力	(略)	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 電力施設対策	中部電力株式会社	(略)	(略)			<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力、J E R A</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 電力施設対策</td> <td>中部電力株式会社、株式会社 J E R A</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	(略)	(略)	(略)	(略)	中部電力、J E R A	(略)	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 電力施設対策	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	(略)	(略)			実施機関の追加												
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
中部電力	(略)	(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
区 分	機関名	主な措置																																																			
第 1 節 電力施設対策	中部電力株式会社	(略)																																																			
(略)																																																					
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
中部電力、J E R A	(略)	(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
区 分	機関名	主な措置																																																			
第 1 節 電力施設対策	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	(略)																																																			
(略)																																																					
	第 1 節 電力施設対策	第 1 節 電力施設対策	実施機関の追加																																																		
197	中部電力株式会社における措置 (略)	1 中部電力株式会社及び株式会社 J E R A における措置 (略)	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正																																																		
198	(5) 要員、資機材等の確保 ア 要員の確保 発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。 イ 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。 (略)	(5) 要員、資機材等の確保 ア 要員の確保 発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。 イ 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。																																																			

199	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(略)</p> <p>(8) 電源車等の配備（株式会社ＪＥＲＡを除く）</p> <p>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</p> <p>2 県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。</p>	
	<p>第5節 通信施設の応急措置</p> <p>206 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

		状況等を関係機関に共有する。							
208	(追加)	第7節 ライフライン施設の応急復旧							
208	(追加)	<p>県、市及びライフライン事業者等における措置</p> <p>(1) 現地作業調整会議の開催</p> <p>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、市道管理者は、ライフライン施設の重要拠点までの道路啓開に対して協力する。また、その他ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開については、重要拠点までの啓開作業が完了したのちに、可能な限りライフライン事業者と協力して実施する。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等						
218	■ 主な機関の措置	<p>第16章 道路災害対策</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路災害対策 (略)</td> <td>道路管理者 (中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) (略)</td> <td>1 (1) 道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省への連絡 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	道路災害対策 (略)	道路管理者 (中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) (略)	1 (1) 道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省への連絡 (略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置							
道路災害対策 (略)	道路管理者 (中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) (略)	1 (1) 道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省への連絡 (略)							
		<p>第16章 道路災害対策</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路災害対策 (略)</td> <td>道路管理者 (中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) (略)</td> <td>1 (1) 道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省及び県への連絡 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	道路災害対策 (略)	道路管理者 (中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) (略)	1 (1) 道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省及び県への連絡 (略)	
区分	機関名	主な措置							
道路災害対策 (略)	道路管理者 (中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) (略)	1 (1) 道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省及び県への連絡 (略)							

第 23 章 住宅対策		第 23 章 住宅対策	
第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営		第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
247	<p>1 市における措置 (略) (3) 被災者の入居及び管理運営 市は、<u>応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u> ア 入居対象者 <u>地震災害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 (略) イ 入居者の選定 <u>応急仮設住宅の入居者の選定</u>については、<u>県が行う救助の補助として市に委託し、市が</u>これを行う。 なお、<u>入居者の選定</u>にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) <u>応急仮設住宅の管理運営</u>については、<u>県が行う救助の補助として市に委託し、市が</u>これを行う。 (イ) <u>応急仮設住宅</u>は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p>	<p>1 市における措置 (略) (3) 被災者の入居及び管理運営 市は、<u>応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u> ア 入居対象者 <u>風水害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 (略) イ 入居者の選定 <u>応急仮設住宅の入居者の選定</u>については、<u>市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託して</u>、これを行う。 なお、<u>入居者の選定</u>にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) <u>応急仮設住宅の管理運営</u>については、<u>市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託して</u>これを行う。 (イ) <u>応急仮設住宅</u>は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p>	表記の整理
248	2 災害救助法の適用	2 災害救助法の適用	表記の整理

	<p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
249	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」 (追加)</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる</u>当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第 2-5-(7) 「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」</p>	表記の整理
250	第6節 障害物の除去	第6節 障害物の除去	
	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が実施機関となるが、「1 市における措置」</u>については市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる</u>当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理

	第24章 学校における対策	第24章 学校における対策	
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
254	(略) 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「 <u>1 市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」	(略) 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
258	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 (略) ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 1/2 を国庫補助する。	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 (略) ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 2/3 又は 1/2 を国庫補助する。	補助率の修正
259	(略) <u>(追加)</u>	(略) 4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行 <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについて、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。</u>	表記の整理

	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
262	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物処理</p> <p>ア 処理方針</p> <p>災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。</p> <p>(追加)</p>	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物処理</p> <p>ア 処理方針</p> <p>災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。</p> <p>なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
267	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>ア 市町村の支援</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</p> <p>イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たって</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

	<p>は、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p>	
(略)	(略)	
268 2 市における措置	2 市における措置	
(1) 罹災証明書の交付	(1) 罹災証明書の交付	
市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	
(略)	(略)	
(追加)	3 独立行政法人都市再生機構における措置	
国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。		
第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
268 1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置	1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置	表記の整理
(略)	(略)	
269 (5) 災害見舞金の支給	(5) 災害見舞金の支給	

災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに
家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を
贈る。

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並
びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞
金を贈る。

令和 2 年度

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表

地震災害対策計画

頁	現行（令和2年1月修正）	改 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
2	<p>4 豊田市国土強靭化計画との関係</p> <p>この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、今後、市が国土強靭化地域計画を策定した際には、同計画を指針とするものとする。</p>	<p>4 豊田市国土強靭化計画との関係</p> <p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市町村が作成する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。</p> <p>このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、豊田市国土強靭化地域計画（令和2年3月策定）を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の生命を最大限守る。 (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。 (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。 (4) 迅速な復旧復興を可能とする。 (5) 愛知県及び近隣市町等との連携を強化する。 	豊田市国土強靭化地域計画の策定（R.2.3.31）による修正
	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果	
	第2節 地震被害の予測	第2節 地震被害の予測	
10	<p>(略)</p> <p>6 活断層に関する調査研究</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(略)</p> <p>6 活断層に関する調査研究</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価 [主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和2年（2020年）1月1日）]</p>	参考データの追加

都道府県	断層帯名 (起表記/活動区間)	主な特徴	長期は断て やがて生じる 地盤変動 (マグニチュード ランク)	震度の一つ 過逝年に生じる 相対的評価			地震発生確率 ^a	地震後 経過率 ^b	平均活動期間 と新規観測期間
				10年以内	30年以内	100年以内			
鹿児島県	東北・鹿児島一級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)	複数の断層帯が複数の方向に活動する複雑な構造	Sランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (大隅半島・伊豆大島)		Aランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	東北・鹿児島一級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Zランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (大隅半島・伊豆大島)		Zランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Zランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Xランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Xランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Xランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Xランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満
	二級活断層帯 (山川・川内・喜界島・薩摩半島)		Xランク	高	中	低	0.001%未満	0.001%未満	30年未満

注) ・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。

・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。

・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。

・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		南海トラフ地震 に関する情報 等の運用開始に 伴う修正		
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱				
15	1 市	機関名	内 容	機関名	内 容	
	市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報 (東海地震に関する警戒宣言、東海地震に 関連する情報等を含む。) の収集伝達を行 う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行 う。 (3) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東 海地震に関連する情報等を含む。)を行 う。	県	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報 (東海地震に関する警戒宣言、東海地震に 関連する情報、南海トラフ地震に関連する 情報等を含む。) の収集伝達を行う。 (2) 灾害による被害状況の調査及び報告を行 う。 (3) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東 海地震に関連する情報、南海トラフ地震に 関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注		

	(略)		(略) 等を含む。) 行う。
	(11) 給水活動と水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。		(11) 給水活動と上下水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。
	(略)		(略)
	(20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。		(20) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

16 2 県機関

機関名	内 容	機関名	内 容	南海トラフ地震 に関する情報等の運用開始に伴う修正
県	<p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(23) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(25) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(略)</p>	県	<p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(23) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(25) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(略)</p>	
県警察（豊田 警察署・足助	(略)	県警察（豊田 警察署・足助	(略)	
	(3) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に		(3) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に	

	警察署)	する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。) の伝達を行う。 (略)	警察署)	関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。) の伝達を行う。 (略)	
18	3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関		
	機関名	内 容	機関名	内 容	対策の追加及び業務内容の変更に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	東海財務局	(略) <u>(追加)</u>	東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>	
20	(略)	(略)	(略)	(略)	
	名古屋地方気象台	<u>(1) 愛知県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u> <u>(2) 愛知県及び市が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u> <u>(3) 愛知県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u> <u>(4) 都道府県や市、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u> <u>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。(略)</u>	名古屋地方気象台	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>	
	東海総合通信	(略)	東海総合通信	(略)	

	局	(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。	局	(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
23	5 指定公共機関				
	5 指定公共機関				
	機関名	内 容	機関名	内 容	(独) 都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正
	(追加)		独立行政法人都市再生機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
23	日本赤十字社	(1) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (追加) (2) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)	日本赤十字社	(1) 南海トラフ地震に関する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)	南海トラフ地震に関する情報の運用開始に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中部電力株式会社	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずると	中部電力株式会社	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずる	南海トラフ地震

(豊田営業所、豊田電力センター)	ともに、東海地震注意情報が発表された場合、 <u>(追加)</u> 又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) (略) (3) (略) <u>(追加)</u>	(豊田営業所、豊田電力センター)、株式会社JERA <u>(※)</u>	とともに、東海地震注意情報が発表された場合、 <u>並びに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する (2) (略) (3) (略) <u>(※) 中部電力ハウグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）</u>	臨時情報の運用 開始に伴う修正 中部電力(株)、 の分社、(株)JERAの指定公共機関への指定 に伴う修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
第2編 災害予防		第2編 災害予防		
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進		
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		
30	1 市における措置 (1) <u>自主防災組織の推進</u> ア <u>自主防災組織の設置・育成</u> (略)	1 市における措置 (1) <u>自主防災活動の支援</u> ア <u>自主防災組織の設置促進・育成</u> (略)		表記の整理
31	(2) <u>防災ボランティア活動の支援</u> ア (略) イ <u>防災ボランティア活動の環境整備</u> 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	(2) <u>防災ボランティア活動の支援</u> ア (略) イ <u>防災ボランティア活動の環境整備</u> 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びN P O・ボランティア等（以下「N P O・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。		表記の整理
	(3) <u>市は、自主防災組織が防災に関するN P O、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体</u>	(3) (削除)		表記の整理

	<p>など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>(4) 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	
	<p>(略)</p>	(3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。
32	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア関係団体との意見交換に努める。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>（ウ）（略）</p> <p>イ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力、連携の</p>	<p>(4) 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>（ウ）（略）</p> <p>イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力、連携のもと、支援セ</p>

	<p>もと、支援センターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>◆ 附属資料第9－2－(17)「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」</p>	<p>ンターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>◆ 附属資料第9－2－(17)「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」</p>	
33	<p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</p> <p>このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>(3) ボランティア関係団体との連携</p> <p>災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、ボランティア関係団体との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、N P O・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</p> <p>このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>(3) N P O・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からN P O・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</p> <p>また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、N P O・ボランティア関係団体等との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	
第3節 企業防災の促進			
34	<p>2 市及び商工団体等における措置</p> <p>市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>2 市及び商工団体等における措置</p> <p>市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
35	(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進	(1) 事業継続計画（B C P）等の策定促進	

	<p>ア 普及啓発活動 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供 企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p>	<p>ア 普及啓発活動 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>イ 情報の提供 企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制等の整備 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
37	<p>(略)</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適合建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適合建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p>	表記の整理
38	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(略)</p>	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(略)</p>	表記の整理

	(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略) ウ 耐震改修補助制度の活用呼びかけ 耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する耐震改修補助制度の活用を呼びかけ、耐震改修の促進を図るものとする。 (略)	(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略) ウ 耐震改修補助制度の活用呼びかけ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する耐震改修補助制度の活用を呼びかけ、耐震改修の促進を図るものとする。 (略)	
第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備		
40	(略) 2 道路施設 (略) (2) 緊急輸送道路の指定（県指定） 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。	(略) 2 道路施設 (略) (2) 緊急輸送道路の指定（県指定） 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。	対策の追加

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
(追加)	(追加)
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道

	「路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	「路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	
	(追加)	(※) 「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路等で、第1次、第2次緊急輸送道路と主要な防災拠点等を結ぶ道路。	
41	(略) (3) 緊急輸送道路の指定（市指定） 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、国・県指定緊急輸送道路に接続する市指定緊急輸送道路をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して耐震対策を実施する。	(略) (3) 緊急輸送道路の指定（市指定） 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、国・県指定緊急輸送道路に接続する路線などを市指定緊急輸送道路等としてあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して耐震対策を実施する。	
42	第3節 ライフライン関係施設対策 1 施設管理者等における措置 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 (略)	第3節 ライフライン関係施設対策 1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置 (1) 施設の代替性及び安全性の確保 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

51	<p>7 農地及び農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>7 農地及び農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
63	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第1-16「宅地造成工事規制区域」</p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第1-16「宅地造成工事規制区域」</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
	1 市及び防災関係機関における措置	1 市及び防災関係機関における措置	
	(略)	(略)	

		表記の整理
70	<p>(2) 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(略)</p> <p>また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。</p> <p>道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災拠点として整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(略)</p> <p>また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。</p> <p>道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災活動拠点として整備する。</p> <p>(略)</p>
71	<p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>	<p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>
72	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p>	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</p>

	<p>ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の扱い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p>	
(6) 防災中枢機能の充実	<p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
(追加)	<p>イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p>	
(7) 浸水対策用資機材の整備強化	<p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
	<p>(8) 浸水対策用資機材の整備強化</p> <p>市は、浸水注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p>	表記の整理
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」 ◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」 ◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」 	

	<p>(略)</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 無線通信等による災害予防体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路のマルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p>	<p>(略)</p> <p>(9) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 無線通信等による災害予防体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路のマルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p>	
74	<p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</p>	<p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めよう努力するものとする。</p>	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p>
75	(18)	
76	(19) 災害廃棄物処理に係る事前対策	防災基本計画の修正及び愛知県地域強靭化計画の改訂を踏まえた修正
	ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定	
	市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等に取り組むものとする。	
	◆ 附属資料第 2－7－(3)「災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧」	
	イ 広域連携、民間連携の促進	
	市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の	

	<p>促進等に努めるものとする。</p> <p>また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</p>	<p>促進等に努めるものとする。</p> <p>また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</p> <p>また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</p>																															
	(20) (略)	(21) (略)																															
76	第7章 避難行動の促進対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td><td>市</td><td>情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(追加)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td><td>市</td><td>(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	市	情報伝達手段の多重化・多様化の確保			(追加)	(略)			第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及	第7章 避難行動の促進対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td><td>市</td><td>1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td></tr> <tr> <td></td><td>市、ラジオ放送事業者</td><td>2 レアラートで発信する災害関連情報等の多様化</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td><td>市、名古屋地方気象台</td><td>(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	市	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保		市、ラジオ放送事業者	2 レアラートで発信する災害関連情報等の多様化	(略)			第5節 避難に関する意識啓発	市、名古屋地方気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及	実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																															
第1節	市	情報伝達手段の多重化・多様化の確保																															
		(追加)																															
(略)																																	
第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節	市	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																															
	市、ラジオ放送事業者	2 レアラートで発信する災害関連情報等の多様化																															
(略)																																	
第5節 避難に関する意識啓発	市、名古屋地方気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及																															
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備																															
78	市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して避難勧告等が確実に	1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して避難勧告等が速やかに	防災基本計画の修正 (R2.5.29)																														

	<p>伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式SNS）等を用いた伝達手段の多重化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式SNS）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>2 市及びライフライン事業者における措置</p> <p>市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(レアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	<p>)を踏まえた修正</p>
81	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正</p>
82	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>市及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p>	<p>実施機関の追加及び表記の整理</p>

	(略)	(略)	
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
84	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備等	
85	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、災害用便槽（マンホールトイレ）、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
86			

	<p>また、緊急時に有効な次の設備について、<u>平時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>86 (5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合に、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに</u>、緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>工 市は、<u>避難所でのヘッド同行避難者の受入体制について検討する。</u></p> <p>オ 市は、<u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	
第2節 要配慮者支援対策	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
87 (1) 社会福祉施設等における対策	(1) 社会福祉施設等における対策	(1) 社会福祉施設等における対策	
(略)	(略)	(略)	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>オ 非常用電源の確保等</u>	
		病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設	

		の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。	
(略)	(略)	(略)	表記の整理
89	(4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センター —や県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図 られるための体制整備を推進する。 (略)	(4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センター —の体制整備を推進する。 (略)	
	第 10 章 広域応援体制の整備	第 10 章 広域応援体制の整備	
	第 1 節 広域応援体制の整備	第 1 節 広域応援体制の整備	
96	市における措置 (略) (2) 応援協定の締結等 <u>(追加)</u> 大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であ り、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性も あるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相 互応援体制を確立しておくことが一層重要である。 また、豊田市防災基本条例の理念に則り、市域を越えた広域で 被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交 通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の 支援のための拠点としての役割を担えるよう体制を整備する。 市は、既に愛知県内広域消防相互応援協定をはじめ、西三河地 区消防相互応援協定、中核市災害時相互応援に関する協定、榎原 公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定、東海環状自動車道沿 線都市災害時相互応援に関する協定、広域幹線道路ネットワーク 都市災害時相互応援に関する協定及び西三河災害時相互応援協定	市における措置 (略) (2) 応援協定の締結等 <u>ア 相互応援協定の締結</u> 大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であ り、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性も あるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相 互応援体制を確立しておくことが一層重要である。 また、豊田市防災基本条例の理念に則り、市域を越えた広域で 被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交 通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の 支援のための拠点としての役割を担えるよう体制を整備する。 市は、既に愛知県内広域消防相互応援協定をはじめ、西三河地 区消防相互応援協定、中核市災害時相互応援に関する協定、榎原 公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定、東海環状自動車道沿 線都市災害時相互応援に関する協定、広域幹線道路ネットワーク 都市災害時相互応援に関する協定及び西三河災害時相互応援協定	防災基本計画の 修正（R2.5.29 ）を踏まえた修 正等

など広域的な災害応援協定を締結しているが、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災対法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

(追加)

(追加)

また、市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

◆ 附属資料第9－1「市町村間における応援協定等」

(略)

- 97 (6) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
ア 防災活動拠点の確保等
市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機

など広域的な災害応援協定を締結しているが、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災対法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

◆ 附属資料第9－1「市町村間における応援協定等」

(略)

- (6) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
ア 防災活動拠点の確保等
市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機

	<p>関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	<p>関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、市は、防災機能を有する道の駅「どんぐりの里いなぶ」の機能強化に努めるものとする。</p>	
	(追加)	イ 受援体制の整備	
イ	<p>南海トラフ地震等発生等の大規模自然災害時における受援計画</p> <p>南海トラフ地震等発生等の大規模自然災害時における受援計画</p> <p>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p>	
ウ	<p>訓練、検証等</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>南海トラフ地震等発生等の大規模自然災害時における受援計画</p> <p>南海トラフ地震等発生等の大規模自然災害時における受援計画</p> <p>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災活動拠点について具体的な計画を定めているところである。</p> <p>(略)</p>	
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
99	<p>市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに</p>	<p>市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

に、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

(略)

に、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(略)

第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

(略)

○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)		
第2節 防災のための 意識啓発・広報	市	(略)
(略)		

第 1 節 防災訓練の実施

(略)

103 2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置

(1) 計画の策定及び周知徹底

第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)		
第2節 防災のための 意識啓発・広報	市、名古屋地 方気象台	(略)
(略)		

第 1 節 防災訓練の実施

(略)

2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置

(1) 計画の策定及び周知徹底

防災基本計画の
修正を踏まえた
修正

実動機関の追加

表記の整理

	(略) 県(防災局)や市(防災関係部局等)の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。 (略)	(略) 県(防災安全局)や市(防災関係部局等)の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。 (略)	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
104 市における措置	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、地震災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識 イ 東海地震の予知に関する知識 ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容 エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識 オ 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識 カ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識</p>	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、地震災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報(緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。)を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～テについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識 イ 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識 ウ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識 エ 警報等や避難勧告等の意味と内容 オ 正確な情報の入手 カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にと</p>	実施機関の追加 防災基本計画の修正を踏まえた修正、対策の追加 防災基本計画の修正を踏まえた修正

<p>キ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における 出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火 及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>ク 正確な情報の入手</p> <p>ケ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</p> <p>コ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</p> <p>サ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>シ 緊急地震速報や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動</p> <p>ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生 時にとるべき行動</p> <p>セ 避難生活に関する知識</p> <p>ソ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等 （連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決 めておくこと）</p> <p>タ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料そ の他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロッ ク塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>ツ 要配慮者の避難支援及び避難所での支援方法に関すること (略)</p>	<p>るべき行動</p> <p>ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生 時にとるべき行動</p> <p>コ 避難生活に関する知識</p> <p>サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等 （連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決 めておくこと）</p> <p>シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料そ の他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロッ ク塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>セ 東海地震の予知に関する知識</p> <p>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこ れに基づく措置の内容</p> <p>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における 出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火 及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波 に関する知識</p> <p>ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基 づきとられる措置の内容</p> <p>テ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生し た場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助 活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関 する知識</p> <p>(略)</p>
<p>105 (4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想さ</p>	<p>(4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想さ</p>

	<p>れ、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>れ、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p>	
106	<p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>(略)</p>	
	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) 地震に関する基礎知識</p> <p>(2) 東海地震の予知に関する知識</p>	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) 地震に関する基礎知識</p> <p>(2) 予想される地震及び津波に関する知識</p>	<p>表記の整理及び 南海トラフ地震 に関する情報 等の運用開始に 伴う修正</p>

	<p>(3) 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</p> <p>(4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</p> <p>(5) 予想される地震に関する知識</p> <p>(6) 職員等が果たすべき役割</p> <p>(7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(8) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 職員等が果たすべき役割</p> <p>(4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(5) 東海地震の予知に関する知識</p> <p>(6) 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</p> <p>(7) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</p> <p>(8) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(9) 南海トラフ地震に関する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(10) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</p> <p>(略)</p>	
(追加)		第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	
111 (追加)		(追加の記載内容は別紙のとおり)	対策の追加
第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策		
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）		
120 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) ア 災害対策本部の設置及び廃止時期 (ア) 災害対策本部の設置基準 災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。	第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) ア 災害対策本部の設置及び廃止時期 (ア) 灾害対策本部の設置基準 災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。	非常配備体制の見直しに伴う修正	
設置基準 ・市内で震度4以上の地震が発生したとき。 (追加)	設置基準 ・市内で震度4以上の地震が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合		

	<p>・市域に相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあり、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき。</p> <p>(略)</p>	<p>・市域に相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあり、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき。</p> <p>(略)</p>																	
121	<p>(3) 非常配備体制</p> <p>ア 配備区分</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>配備要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備体制</td><td>市内で震度4を観測した場合</td></tr> <tr> <td>第2非常配備体制</td><td>市内で震度5弱を観測した場合</td></tr> <tr> <td>第3非常配備体制</td><td>市内で震度5強以上を観測した場合</td></tr> </tbody> </table>	区分	配備要件	第1非常配備体制	市内で震度4を観測した場合	第2非常配備体制	市内で震度5弱を観測した場合	第3非常配備体制	市内で震度5強以上を観測した場合	<p>(3) 非常配備体制</p> <p>ア 配備区分</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>配備要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備体制</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 </td></tr> <tr> <td>第2非常配備体制</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 </td></tr> <tr> <td>第3非常配備体制</td><td>・市内で震度5強以上を観測した場合</td></tr> </tbody> </table>	区分	配備要件	第1非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	第2非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	第3非常配備体制	・市内で震度5強以上を観測した場合	
区分	配備要件																		
第1非常配備体制	市内で震度4を観測した場合																		
第2非常配備体制	市内で震度5弱を観測した場合																		
第3非常配備体制	市内で震度5強以上を観測した場合																		
区分	配備要件																		
第1非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 																		
第2非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 																		
第3非常配備体制	・市内で震度5強以上を観測した場合																		
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																	
	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導																	
131	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>																
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達																	
134	<p>1 市の措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 市の措置</p> <p>(略)</p>																	

	<p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>ア 即報基準に該当する火災、災害の報告</p> <p>市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>（略）</p> <p>イ 災害応急対策完了後15日以内の確定報告</p> <p>確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、県の火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>（略）</p> <p>イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p> <p>（略）</p>	表記の整理
140	<p>第3節 広報</p> <p>（略）</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>（略）</p> <p>（3）多様な情報手段の活用</p> <p>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 広報</p> <p>（略）</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>（略）</p> <p>（3）多様な情報手段の活用</p> <p>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</p> <p>（略）</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
146	<p>1 自衛隊における措置 <u>(追加)</u></p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (略)</p>	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況 <u>が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応</u> <u>できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつ</u> <u>つ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者</u> <u>と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行</u> <u>うものとする。</u></p> <p>(2) (3) (4) (5) (略)</p>	<p>防災基本計画の 修正（R2.5.29 ）を踏まえた修 正</p>
147	<p>3 災害派遣要請手続系統 (略)</p> <p>(注) 市は、<u>時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接</u> <u>知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速や</u> <u>かに、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へも連絡する。</u></p>	<p>3 災害派遣要請手続系統 (略)</p> <p>(注) 市は、<u>時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接</u> <u>知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ</u> <u>速やかに、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へも連絡する。</u></p>	表記の整理
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
149	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割 (略)</p> <p>(2) コーディネーターは、行政機関、<u>協力団体、ボランティア関</u> <u>係団体等</u>と相互に連携し、<u>ライフラインの復旧や仮設住宅への</u> <u>入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより</u> <u>一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互</u> <u>扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割 (略)</p> <p>(2) コーディネーターは、行政機関、<u>協力団体、N P O・ボラン</u> <u>ティア関係団体等</u>と相互に連携し、<u>ライフラインの復旧や仮設</u> <u>住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自</u> <u>立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主</u> <u>的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとす</u></p>	表記の整理

	(略)	る。	
150	3 ボランティア団体との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保等	
150	1 市における措置 (略) <u>(追加)</u> (略)	1 市における措置 (略) <u>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
	(略)	(略)	
157	7 災害救助法の適用 ◆ 附属資料第 11 – 11 「災害救助法施行細則」	7 災害救助法の適用 ◆ 附属資料第 11 – 12 「災害救助法施行細則」 ほか	表記の整理

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

165 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○D M A T 及び医療救援班への派遣 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のための体制 ○県域を超えた協力体制の確立 	要請 S C U の設置
		<ul style="list-style-type: none"> ○ D P A T の派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> → ○保健活動及び心のケア ○防護組織の編成 ○防護活動
市		<ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ D P A T の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> → ○保健活動及び心のケア ○防護組織の編成 ○防護活動
豊田加茂医師会、災害拠点病院		<ul style="list-style-type: none"> ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受け入れ・広域搬送 ○地域災害医療対策会議への参画 	
D M A T 指定医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ○ D M A T の活動 	→
日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救援活動の実施 ○災害医療調整本部への参画 	→
県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救命医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救援活動の実施 ○ J M A T の派遣調整 	→

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○ D M A T 及び医療救援班への派遣 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C U の設置 ○地域医療搬送実施のためのS C U の設置 ○県域を超えた協力体制の確立 	→
		<ul style="list-style-type: none"> ○ D P A T の派遣及び派遣要請 	→
		<ul style="list-style-type: none"> ○ D H E A T の派遣及び派遣要請 	→
市		<ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所の設置等、地域の医療の体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○ D P A T の派遣要請 ○保健活動及び心のケア 	→
		<ul style="list-style-type: none"> ○ D H E A T の派遣及び派遣要請 	→
豊田加茂医師会、災害拠点病院		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受け入れ・広域搬送 	
D M A T 指定医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ○ D M A T の活動 	→
日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救援活動の実施 	→
県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救命医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救援活動の実施 ○ J M A T の派遣調整 	→

表記の整理、対策の追加

■ 主な機関の措置 ■

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 応急救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) <u>地域災害医療対策会議</u> への参画
	豊田加茂医師会、災害拠点病院	2 (1) <u>地域災害医療対策会議</u> への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

■ 主な機関の措置 ■

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 応急救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) <u>保健医療調整会議</u> への参画
	豊田加茂医師会、災害拠点病院	2 (1) <u>保健医療調整会議</u> への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

166 1 市における措置

(略)

(2) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院等における措置

(1) 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、トヨタ記念病院、豊田厚生病院は、地域災害医療対策会議に参画し

第1節 医療救護

1 市における措置

(略)

(2) 市は、保健医療調整会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院等における措置

(1) 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、トヨタ記念病院、豊田厚生病院は、保健医療調整会議に参画して、

表記の整理

表記の整理

	<p>て、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	
167	<p>5 医療品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、豊田加茂薬剤師会から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏ごとに設置される<u>地域災害医療対策会議</u>に調達の要請をする。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>5 医療品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、豊田加茂薬剤師会から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される<u>保健医療調整会議</u>に調達の要請をする。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる</u>当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
167	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>防疫組織</u></p> <p>市に災害対策本部を設置した時は、<u>防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。また、被災地に防疫班を派遣し、浸水地域及び避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>防疫活動</u></p> <p>ア 生活環境に対する措置</p> <p>市は、次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>積極的疫学調査及び健康診断</u></p> <p>ア 市に災害対策本部を設置したときは、<u>防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>イ <u>浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第 17 条第 1 項及び第 2 項に基づく健康診断を順次実施する。</u></p> <p>(2) <u>防疫活動</u></p> <p>ア 生活環境に対する措置</p> <p>市は、次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び</p>	対策の追加

<p>期間を定めて速やかに<u>これを</u>実施する。</p> <p>(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</p> <p>(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</p> <p>(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</p> <p><u>イ 積極的疫学調査</u></p> <p>市は、感染症発生時に緊急度に応じ避難所、被災市民の<u>積極的疫学調査</u>を実施し、被災地の衛生状態の<u>保持</u>に努める。</p>	<p>期間を定めて速やかに実施する。</p> <p>(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</p> <p>(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</p> <p>(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</p> <p><u>イ 患者等に対する措置</u></p> <p>(ア) 市は、被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。</p> <p>(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適當と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。</p>
<p><u>ウ (略)</u></p> <p>168 (3) 臨時予防接種の実施</p> <p>市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い<u>適確</u>に実施する。</p> <p>(4) 器具器材の整備</p> <p>市の<u>防疫用器具器材の保有状況</u>を把握する。</p> <p>(5) 予防教育及び広報活動</p> <p>市は、報道機関等の<u>協力</u>を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ウ (略)</u></p> <p>(3) 予防教育及び広報活動</p> <p>市は、報道機関等の<u>協力</u>を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。</p> <p>(4) 器具器材の整備</p> <p>市の<u>防疫用器具器材の保有状況</u>を把握する。</p> <p>(5) 臨時予防接種の実施</p> <p>市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。</p> <p>(6) 応援体制</p> <p>ア 市は、防疫活動を実施するに当たり、<u>人的能力に不足</u>があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。</p> <p>イ 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合は、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。</p>

169	<p>(6) ~ (11) (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県及び指定都市は必要に応じて、中核市に対してD H E A T の編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、D H E A T の派遣を要請するものとする。</p> <p>◆ 附属資料第9－2－(39)「防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ベストコントロール協会）」</p>	<p>(7) ~ (12) (略)</p> <p>2 災害時健康危機管理の全体調整</p> <p>(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</p> <p>(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、D H E A T （災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A T の編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A T の派遣を要請するものとする。</p> <p>◆ 附属資料第9－2－(39)「防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ベストコントロール協会）」</p>	表記の整理
171	<p>■ 基本方針</p> <p>○災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災対法に基づき、<u>応急措置及び交通規制等の措置を推進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、<u>緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
181	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>(略)</p> <p>6 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害情報収集と平行し、豊田市災害対策協定業者に協力を求め</p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>(略)</p> <p>6 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害情報収集と平行し、豊田市災害対策協定業者に協力を求め</p>	表記の整理

	<p>て、緊急道路啓開及び応急措置を実施するものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>て、緊急道路啓開及び応急措置を実施するものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</p> <p>(オ) 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</p> <p>(略)</p>																								
189	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2節 要配慮者 支援対策</td><td>市</td><td> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>(6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>(7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 要配慮者 支援対策	市	<p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>(6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>(7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p>			(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2節 要配慮者 支援対策</td><td>市</td><td> <p>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 (3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>1 (5) 福祉避難所の設置等</p> <p>1 (6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>1 (7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 要配慮者 支援対策	市	<p>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 (3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>1 (5) 福祉避難所の設置等</p> <p>1 (6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>1 (7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p>			(略)
区分	機関名	主な措置																								
(略)																										
第2節 要配慮者 支援対策	市	<p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>(6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>(7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p>																								
		(略)																								
区分	機関名	主な措置																								
(略)																										
第2節 要配慮者 支援対策	市	<p>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</p> <p>1 (2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 (3) 障がい者に対する情報提供</p> <p>1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</p> <p>1 (5) 福祉避難所の設置等</p> <p>1 (6) 福祉サービスの継続支援</p> <p>1 (7) 県に対する広域的な応援要請</p> <p>1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p>																								
		(略)																								
190	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>																							

	<p>避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。ただし、ライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。また、<u>指定避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>また、<u>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>) を踏まえた修正</p>
191	<h2>2 避難所の運営</h2> <p>(略)</p> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(略)</p>	<h2>2 避難所の運営</h2> <p>(略)</p> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>また、<u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
193	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づき対応をすること。</p> <p>(12) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づき対応をすること。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 感染症対策</p> <p>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防</p>	

	<p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、直接の事務は市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。</p> <p>◆ 附属資料第11-11「災害救助法施行細則」</p>	<p>災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか</p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>193 市における措置 (略)</p> <p>194 (追加)</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（D C A T）の編成・派遣については、県が実施する。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	

	第1節 給水	第1節 給水	
199	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1 市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
195	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1 市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	
202	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p>	表記の整理

	<p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	
207	<p>第 13 章 遺体の取扱い</p> <p>第 1 節 遺体の搜索</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>第 13 章 遺体の取扱い</p> <p>第 1 節 遺体の搜索</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
208	<p>第 2 節 遺体の処理</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p>	<p>第 2 節 遺体の処理</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p>	表記の整理

	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>																	
209	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1 市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理																
210	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	(略)				<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	(略)				実施機関の追加
機関名	事 前	被害発生中	事 後																
(略)																			
機関名	事 前	被害発生中	事 後																
(略)																			

	(略)														
211	中部電力 (略)	中 部 電 力、 J E R A (略)	実施機関の追加												
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td><td>中部電力株式会社 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力株式会社 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td><td>中部電力株式会社、 株式会社 J E R A (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、 株式会社 J E R A (略)	(略)	
区 分	機関名	主な措置													
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社 (略)	(略)													
区 分	機関名	主な措置													
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、 株式会社 J E R A (略)	(略)													
	第1節 電力施設対策	第1節 電力施設対策													
211	中部電力株式会社における措置 (略)	1 中部電力株式会社及び株式会社 J E R A における措置 (略)	防災基本計画の 修正（R2.5.29）を踏まえた修 正												
212	(5) 要員、資機材等の確保 ア 要員の確保 発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等 及び他電力会社へ応援を依頼する。 イ 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依 頼する。 (略)	(5) 要員、資機材等の確保 ア 要員の確保 発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等 及び他電力会社へ応援を依頼する。 イ 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依 頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する 電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化 するよう努めるものとする。 (略)													
213	(追加) (追加)	(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A を除く） 大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等 を県が決定した配備先に配備するよう努める。 2 県（防災安全局、関係局）における措置													

	<p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。</p>		
	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急対応措置の実施</p> <p>導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。</p> <p>また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急対応措置の実施</p> <p>ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。</p> <p>(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合</p> <p>(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合</p> <p>イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</p> <p>(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合</p> <p>(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合</p> <p>(略)</p>	対策の追加

	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
220	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
222	<p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</p>	
224	(追加)	第7節 ライフライン施設の応急復旧	
224	(追加)	<p>県、市及びライフライン事業者等における措置</p> <p>(1) 現地作業調整会議の開催</p> <p>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、市道管理者は、ライフライン施設の重要拠点までの道路啓開に対して協力する。また、その他ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開については、重要拠点までの啓開作業が完了したのち</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

		に、可能な限りライフライン事業者と協力して実施する。	
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
228	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>市は、<u>応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u></p> <p>ア 入居対象者</p> <p>(略)</p> <p>イ 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</u></p> <p>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</u></p> <p>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>市は、<u>応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u></p> <p>ア 入居対象者</p> <p>(略)</p> <p>イ 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。</u></p> <p>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。</u></p> <p>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
229	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、<u>災害救助法施行細則による。</u></p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、<u>災害救助法施行細則による。</u></p>	表記の整理

	(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。 ◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」	(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。 ◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
229	(略) 3 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、 <u>当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (2) 災害救助法が適用されない場合の <u>住宅の応急修理は、市が行う。</u> ◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」	(略) 3 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、 <u>県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (2) 災害救助法が適用されない場合の <u>応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u> ◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか	表記の整理
230	第6節 障害物の除去 (略) 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「 <u>1 市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、 <u>当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」	第6節 障害物の除去 (略) 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか	表記の整理
	第16章 学校における対策	第16章 学校における対策	
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	

	(略)	(略)	
234	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-11 「災害救助法施行細則」</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第 11-12 「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第2節 公共施設等災害復旧対策	第2節 公共施設等災害復旧対策	
	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	
238	<p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。</p>	補助率の修正
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理対策	防災基本計画の修正 (R2.5.29)
	市における措置	市における措置	
	<p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物処理</p> <p>ア 処理方針</p> <p>災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 灾害廃棄物処理</p> <p>ア 処理方針</p> <p>災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。</p>	<p>修正 (R2.5.29)</p> <p>を踏まえた修正</p>
242	(追加)	なお、ホランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を	

		進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 署災証明書の交付等	第1節 署災証明書の交付等	
249	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や署災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>ア 市町村の支援</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や署災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</p> <p>イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や署災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 署災証明書の交付</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

	(略)																														
250	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p>	<p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>																													
	(略)																														
	(追加)																														
	第5編 東海地震に関する事前対策	第5編 東海地震に関する事前対策																													
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配																													
	(略)																														
269	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td>(略)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>中部電力株式会社 (追加)</td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	<table border="1"> <tr> <td>中部電力株式会社 (追加)</td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> </table>	中部電力株式会社 (追加)	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保		(略)		<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td>(略)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>中部電力株式会社、株式会社 JERA</td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	<table border="1"> <tr> <td>中部電力株式会社、株式会社 JERA</td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> </table>	中部電力株式会社、株式会社 JERA	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保		(略)		実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																													
(略)																															
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	<table border="1"> <tr> <td>中部電力株式会社 (追加)</td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> </table>	中部電力株式会社 (追加)	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保																											
中部電力株式会社 (追加)	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保																														
	(略)																														
区分	機関名	主な措置																													
(略)																															
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	<table border="1"> <tr> <td>中部電力株式会社、株式会社 JERA</td> <td>5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保</td> </tr> </table>	中部電力株式会社、株式会社 JERA	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保																											
中部電力株式会社、株式会社 JERA	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保																														
	(略)																														
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備																													
	(略)	(略)																													
272	5 中部電力株式会社における措置	5 中部電力株式会社及び株式会社 JERAにおける措置	実施機関の追加																												
	中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に	中部電力株式会社及び株式会社 JERAは、東海地震注意情報、又及び表記の整理																													

	<p><u>地震警戒体制</u>を発令し、<u>地震災害警戒本部</u>を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>は警戒宣言が発表された場合、社内に<u>非常体制</u>を発令し、<u>非常災害対策本部</u>を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>																																				
	<p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部電力株式会社 <u>(追加)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略)	(略)	(略)	(略)	中部電力株式会社 <u>(追加)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)			<p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部電力株式会社、 株式会社 J E R A</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略)	(略)	(略)	(略)	中部電力株式会社、 株式会社 J E R A	(略)	(略)	(略)	(略)		
区分	機関名	主な措置																																				
(略)																																						
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
	中部電力株式会社 <u>(追加)</u>	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
(略)																																						
区分	機関名	主な措置																																				
(略)																																						
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
	中部電力株式会社、 株式会社 J E R A	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
(略)																																						
283	<p>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>2 中部電力株式会社における措置</p> <p>中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>2 中部電力株式会社及び株式会社 J E R Aにおける措置</p> <p>中部電力株式会社及び株式会社 J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	実施機関の追加																																			

第2編 災害予防

第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災 関係機関	情報収集・連絡体制の整備
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災 関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災 関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより豊田市災害対策本部（第1非常配備体制）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」を参照。）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより豊田市災害対策本部（第2非常配備体制）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「後発地震に対する警戒・注意する体制を確保するべき期間」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震

源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界で通常とは異なるゆきつくり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まつたと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に對して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県(防災安全局、関係局)及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。
また、国からの指示に基づき地域住民等に対しても避難の継続(事前避難)等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からのお地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月作成)などに基づき、地震による家屋の倒壊や火災焼失リスクの高い地域などに対して、事前の自主避難を促す。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時ににおける防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。)

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、その対策を定めるものとする。また、市は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を

確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関する事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

- ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。
イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

- ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するためには必要な対応を行つものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。
イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 県及び市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- 県（関係局）及び市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

- ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

② 県立学校にあつては、次に掲げる事項

(ア) 児童・生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘

導実施責任者等

③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘

導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

イ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

12 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が

発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE（は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」）（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、豊田市災害対策本部運営要綱に定めるとごろにより豊田市災害対策本部（第1非常配備体制）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保するべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のブレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はブレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上以上の地震（ただし、太平洋ブレーントのみに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のブレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はブレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まつてから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係にある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安置確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関する情報）

○南海トラフ地震に連関する情報（は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。）

○「南海トラフ地震臨時情報」（には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。）

○「南海トラフ地震関連解説情報」（では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。）

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
<u>南海トラフ地震臨時情報報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
<u>地震発生等から5~30分程度</u>	<u>調査中</u>	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 1万方以上ひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係するとと思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
<u>地震発生等から最短で2時間程度</u>	<u>巨大地震警戒</u>	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合 監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

* 1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチ

ュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震(は除外く)

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持つている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間が必要とする。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報を用いている

